

母親の三分の一は働いています

最近厚生省がまとめた「保育需要実態調査」によると、それぞれグラフのような結果が出ています。

まず学齢前の児童とその世帯の状況では、「両親と児童のみの世帯」が六六％、「片親と児童のみの世帯」が〇六％、いわゆる核家族が約七割を占めています。また、学齢前児童本人を含む同居の兄弟姉妹数では、二人が五二・八％、ひとりつ子が三・四％となっており、働く母親をもつ児童は、全学齢前児童の三二・七％です。

学齢前児童に対する要保育児童（二百二十六万六千人）の割合は一八・六％とみています。つまり、法令の趣旨によってどうしても保育が必要がある児童は、十人の内二人弱とされています。

また学齢前児童のいる働いている母親の状況では、技能または生産工程従事者が一九七％、販売従事者が一八・一％、事務従事者が七・二％の順で、その働く理由としては、「収入が主目的」が四六・一％、「家業だから」が三・七％、「仕事に生きたい」を感じているから九・三％などとなっており、この中で、「収入が主目的」という母親の収入の使いみちとしては、「生計費」が四五・四％、「住宅・耐久消費財購入」が二二・二％、「子ども

の養育・教育費」が一六・四％、「生活の余裕を得るため」が二四・四％となつています。

また三歳以上五歳までの児童に対する母親の育児方針の重点は、年齢が高くなるにつれて「友だちと仲よくのびのびと遊べるようにすること」、「すなおで丈夫な子どもになるようにすること」などの養育の観点から、「他人の話を聞いたり自分の思っていること

とをはっきり表現できるようにすること」、「文字や数字などに関する興味・関心・能力を養う」など、教育的観点に移行していく傾向があります。

施設整備などに関する希望では、「児童遊園」が四〇・五％、「保育所」が三二・一％、「幼稚園」が一九・六％、「児童館」が六・八％と、子どもの遊び場不足を物語っているといえます。

(つづく)

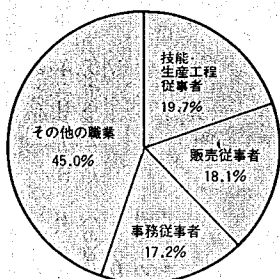
保



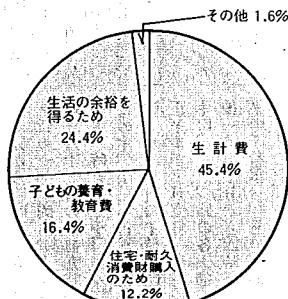
その費用と負担をめぐって ⑨



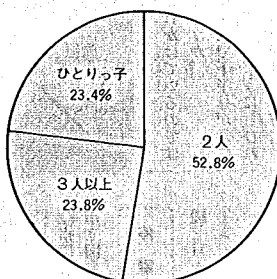
〈母親の職業〉



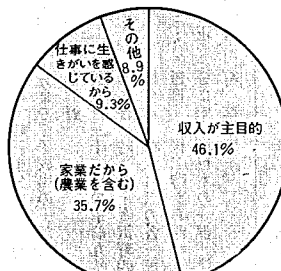
〈収入の使途〉



〈学齢前児童本人を含む同居の兄弟姉妹数〉



〈母親の働く理由〉



お買物、ご用命は市内で

新津市代表二大銘菓 松坂踊り・新津松坂 新津菓子協同組合

人生の門出、永遠の愛を誓う二人のために……………

御婚礼の際は、お近づきの菓子店にお早めにご参来下さい。如何様にも御相談、御説明申し上げます。

御婚礼和洋菓子一式

中野菓子店 出戸 ☎ 2-3197

本間菓子店 東島 ☎ 2-0897

協賛/新森・春雨・松木屋・金波・一楽・樹形屋

